

専修大学日本語日本文学文化学会則

第一条 本会は専修大学日本語日本文学文化学会と称し、略称を日本語日文学会とする。

第二条 本会は専修大学国文学科・大学院国文学専攻・日本語日本文学科の卒業生、ならびに日本語学科・日本文学文化学科・大学院日本語日本文学専攻の卒業生・在学生・関係教職員、及び本会の趣旨に賛同し入会の手続きを経た者をもって会員とする。

第三条 本会は日本語学・日本文学文化研究の進展と会員相互の連絡提携をはかることをもって目的とする。

第四条 本会に左の役員をおく。役員は役員会を構成し、本会の運営にあたる。役員の任期は一か年とする。ただし再任を妨げない。

会長 一名 評議員 若干名 会計(正・副) 各一名 運営委員 三名 編集委員 二名

第五条 本会の役員は次の責務を有する。
会長は会を代表する。
評議員は会務を総攬する。
会計は会計を処理する。

運営委員は庶務を処理し、議事録を作成するとともに、研究会・講演会を企画・運営する。

編集委員は研究書・論集の編集・刊行事務を処理する。

第六条 会長は専修大学日本語学科長、又は日本文学文化学科長がこれにあたる。

第七条 本会の目的を達成するために左の事業を行う。

一 研究会・講演会の開催

二 研究書・論集(専修国文)等の編集・刊行(編集委員会をおき、専修国文の論文等の採否は編集委員の判断によって決定する)

三 総会・懇親会の開催

四 会員名簿の作成

五 研究助成(助成を受けた者は研究期間終了後二年以内に成果を發表する。出張は日当及び旅費の実費分に充当できるものとする)

六 その他必要な事業

第八条 本会は原則として毎年一回の定期総会を開催し、事業報告、会計報告を行う。

第九条 本会は必要に応じて役員会を開催し、年間事業計画及び収支予算・決算を決議する。

第十条 本会に定めのない事項については、役員会において決定する。本会の会計は会費・寄付金、その他の収入による。

一 会費は、年額五千元とする。
二 会費は、原則として、年度初めに納入するものとする。

第十一条 本会の事務所は会長研究室におく。

付記

1 細則については別に定めるところによる。

2 本会則は昭和四十一年十一月十一日より施行する。

3 本会則は平成十三年七月三日より施行する。

4 本会則は平成十五年十一月十一日より施行する。

5 本会則は平成二十二年四月一日より施行する。

6 本会則は平成二十五年十一月五日より施行する。

7 本会則は平成二十八年四月一日より施行する。